

株式会社電通
規約型確定給付企業年金規約

目 次

第1章 総 則

第2章 掛 金

第3章 積立金の積立て

第4章 積立金の運用

第5章 終了及び清算

第6章 雜 則

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この確定給付企業年金（以下「本制度」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本制度の受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者とする。以下同じ。）についてこの規約の内容に基づく給付を行い、受給権者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地)

第2条 本制度を実施する法第2条第2項に定める厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（以下「事業主」という。）の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	住 所
株式会社電通	東京都港区東新橋一丁目8番1号
電通健康保険組合	東京都港区東新橋一丁目8番1号
株式会社電通東日本	東京都港区東新橋一丁目8番1号
株式会社電通九州	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目16番10号
株式会社電通北海道	北海道札幌市中央区大通西五丁目11番地1
株式会社電通西日本	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号

2 実施事業所の名称及び所在地は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
株式会社電通	東京都港区東新橋一丁目8番1号
電通健康保険組合	東京都港区東新橋一丁目8番1号
株式会社電通東日本	東京都港区東新橋一丁目8番1号
株式会社電通九州	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目16番10号
株式会社電通北海道	北海道札幌市中央区大通西五丁目11番地1
株式会社電通西日本	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号

第2章 掛金

(掛金)

第3条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎年1回、掛金を拠出する。

(掛金の額)

第4条 掛金の額は、零とする。

(掛金の負担割合)

第5条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第6条 事業主は、毎年の掛金を12月末日までに資産管理運用機関（第12条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）に納付する。

(財政再計算)

第7条 事業主は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第8条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第3章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第9条 事業主は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額（法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。）から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

- 2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第10条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

- 2 前項の最低積立基準額は、受給権者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）における給付（以下この条において「最低保全給付」という。）の額の合計額の現価とする。
- 3 前項に規定する最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 基準日において年金給付の支給を受けている者
当該年金給付
 - (2) 基準日において脱退一時金の受給権者であって脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者（次号に規定する者を除く。）
その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金
 - (3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者
その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(臨時拠出による特例掛金)

第11条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を特例掛金として拠出する。

第4章 積立金の運用

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

- 第12条 事業主は、法第65条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げるいずれかの契約を締結する。
- (1) 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
 - (2) 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約（以下「生命保険契約」という。）
- 2 前項第1号に規定する信託の契約は、受益者に支払うべき支払金が、受給権者又はこれらの者の遺族が、この規約に係る給付を受けるための要件を満たしたときに支払われる内容とすることでなければならない。
- 3 第1項第1号に規定する信託の契約のうち、次項に規定する年金特定信託契約以外の契約（以下「年金信託契約」という。）は、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に該当するものでなければならない。
- 4 事業主は、法第65条第2項の規定に基づき、第1項第1号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、金融商品取引業者と投資一任契約を締結できる。この場合における信託の契約（以下「年金特定信託契約」という。）は、令第38条第1項第2号に該当するものでなければならない。
- 5 第1項第2号に規定する生命保険契約は、令第38条第2項各号に該当するものであるほか、保険金受取人に支払うべき保険金が、受給権者又はこれらの者の遺族が、この規約に係る給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。
- 6 第4項に規定する投資一任契約は、令第39条の規定に適合するものでなければならない。
- 7 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に第1項各号に掲げる契約の相手方となるべき者を定めて、同項各号に掲げるいずれかの契約を締結しなければならない。

(資産管理運用機関及び金融商品取引業者)

- 第13条 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種別	名 称	住 所
年金信託契約	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
年金信託契約	みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
年金信託契約	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
生命保険契約	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号
生命保険契約	第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

生命保険契約	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
投資一任契約	東京海上アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
投資一任契約	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
投資一任契約	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
投資一任契約	株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメント	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
投資一任契約	SOMPOアセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
投資一任契約	三菱UFJオルタナティブインベストメント株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
年金特定信託契約	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(運用管理規程)

第14条 第12条第1項各号に掲げる契約及び同条第4項に規定する投資一任契約に係る次の各号に掲げる事項は、運用管理規程に定めるものとする。

- (1) 契約に係る掛金の払込の割合
 - (2) 契約に係る給付費等の負担の割合
 - (3) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う資産管理運用機関
 - (4) 資産の額の変更の手続
- 2 運用管理規程の策定及び変更は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者（以下この条において「労働組合等」という。）の同意を得て、事業主が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められる場合には、事業主は、前項に規定する労働組合等の同意を得ずに、運用管理規程を変更することができる。
- 4 事業主は、前項の規定による運用管理規程の変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。
- 5 前2項に規定する手続による運用管理規程の変更は、運用管理規程において、あらかじめ、当該手続により運用管理規程の変更をすることができる事が定められている場合に限りすることができる。

(積立金の運用)

第15条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第16条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 事業主は、第1項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関及び第12条第4項の規定により投資一任契約を締結した金融商品取引業者に交付しなければならない。ただし、生命保険契約であって、当該契約の全部において保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第17条 事業主は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第18条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第19条 事業主は、毎事業年度の末日において、第12条第1項及び第4項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第20条 事業主は、資産管理運用契約（第12条第1項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は同条第4項の規定により締結される投資一任契約をいう。以下同じ。）に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第5章 終了及び清算

(制度の終了)

第21条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに終了する。

- (1) 法第84条第1項の規定による承認があったとき。
- (2) 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。
- (3) 法第102条第3項又は第6項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 事業主は、前項第1号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた旨を厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(終了時の掛金の一括拠出)

第22条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。

(支給義務の消滅)

第23条 事業主は、本制度が終了したときは、受給権者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給については、この限りでない。

(清算人)

第24条 本制度の清算人は、本制度が終了したときに、事業主（事業主が法第86条第2号に該当したことにより本制度が終了した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人）が選任した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

- (1) 前項の規定により清算人となる者がないとき。
- (2) 本制度が第21条第1項第3号の規定により終了したとき。
- (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 清算人の職務の執行に要する費用は、事業主が負担する。

(残余財産の分配)

第25条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度受給権者」という。）に分配する。

2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度受給権者に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 残余財産の額が、本制度が終了した日（以下この条において「終了日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。）を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

- イ 各終了制度受給権者に係る終了日の最低積立基準額
- ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - （イ）各終了制度受給権者に係る終了日の最低積立基準額
 - （ロ）終了日の最低積立基準額

（2）残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合

- 残余財産の額に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - イ 各終了制度受給権者に係る終了日の最低積立基準額
 - ロ 終了日の最低積立基準額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度受給権者にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

4 前3項の規定にかかわらず、本制度が終了した日において終了制度受給権者が存在しない場合には、当該残余財産を事業主に返還するものとする。

（企業年金連合会への残余財産の移換）

第26条 終了制度受給権者（本制度が終了した日において事業主が遺族に係る給付の支給に関する義務を負っていた者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度受給権者に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる。

- 2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度受給権者に分配されたものとみなす。

（国民年金基金連合会への残余財産の移換）

第26条の2 終了制度受給権者は、個人型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への移換を申し出ることができる。

- 2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
- 3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第25条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度受給権者に分配されたものとみなす。

第6章 雜 則

(業務の委託)

第27条 事業主は、三菱UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる業務を委託する。

- (1) 給付の支給に関する業務
- (2) 掛金の額の計算に関する業務
- (3) 年金数理に関する業務
- (4) 受給権者の記録の管理に関する業務

2 事業主は、前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を三菱UFJ信託銀行株式会社に委託することができる。

- (1) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）

- (2) 年金財政に関するコンサルティング業務
- (3) 年金資産の運用に関するコンサルティング業務

3 事業主は、前項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第28条 本制度の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業主の行為準則)

第29条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の处分及び規約を遵守し、受給権者のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己又は受給権者以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。
- (2) 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
- (3) 特別な利益の提供を受けて契約を締結すること。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第30条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(業務概況の周知)

第31条 事業主は、本制度の業務の概況について、次の各号に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況）を、受給権者に周知するよう努めなければならない。

- (1) 納付の種類ごとの標準的な納付の額及び納付の設計
- (2) 納付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 納付の種類ごとの納付の支給額その他納付の概況
- (4) 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他本制度の事業に係る重要な事項

(届出)

- 第32条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。
- 3 受給権者は、毎年1回生存に関する届書を事業主に提出しなければならない。ただし、事業主の委託を受けた連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、事業主により生存の事実が確認された者は、この限りでない。

(報告書の提出)

- 第33条 事業主は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。
- 2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 納付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - (2) 納付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - (3) 積立金の運用に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
- 4 事業主は、第1項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。
- 5 受給権者は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第34条 事業主が厚生労働大臣（規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生（支）局長に委任されている場合にあっては、地方厚生（支）局長）に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第35条 本制度の実施事業所が減少する場合（本制度の実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により本制度の他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合を含む。）において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として本制度の実施事業所が減少する日又は本制度の実施事業所の事業主が分割若しくは事業の譲渡を行う日（以下「減少日」という。）直前の事業年度の末日（減少日が事業年度の末日から4月を経過していない場合にあっては、直前の事業年度の前事業年度の末日）において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合における当該下回っている額に、当該減少に係る者の最低積立基準額を最低積立基準額で除して得た率を乗じて得た額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

2 前項の掛金は、当該減少に係る実施事業所の事業主が全額を負担する。

(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第36条 事業主が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、本制度の資産管理運用機関は、本制度の積立金のうち、権利義務移転等に係る者の積立金の額を移換するものとする。

- (1) 法第75条第1項に規定する規約型企業年金の分割
- (2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務の移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）
- (3) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務の移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等に係る者の積立金の額は、権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 権利義務移転等の日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度末日のうち、権利義務移転等を行うときに事業主が選択したいずれかの日（以下この条において

「基準日」という。)における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニまでのうち、権利義務移転等を行うときに事業主が選択したいずれかの額をいう。次号において同じ。）

(2) 基準日における、本制度の移換額算定基礎額

(事務の取りまとめ)

第37条 本制度の実施事業所の事業主が行うべき本制度に係る事務のうち、次の各号に掲げるものについては、株式会社電通が取り扱うものとする。

- (1) 資産管理運用機関及び業務委託会社との間の各種事務手続についての取りまとめ
- (2) 資産管理運用機関及び業務委託会社からの報告事項について報告を受けること。
- (3) 厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長への承認の申請及び届出の取りまとめ

2 株式会社電通は、前項各号に規定する業務を行った場合は、他の事業主にその旨及びその内容を通知するものとする。

(法令等の適用)

第38条 この規約に特別の定めがあるもののほか、本制度に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧基金に係る権利義務の承継)

第2条 事業主は、法第81条第2項の規定により、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日において電通企業年金基金（関基第000309号。以下「旧基金」という。）の加入者である者（施行日から平成28年1月末日までの間に60歳に達する者（以下「経過措置加入者」という。）及び加入者であった者（旧基金の規約平成28年1月1日付附則第4条の規定により積立金の一部を企業型年金へ移換する者を除く。）に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

- 2 前項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、本制度の資産管理運用機関は、旧基金から積立金及び残余財産の移換を受ける。
- 3 第1項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、施行日において旧基金の受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について本制度の受給権者となり、その給付（その遺族に係る給付を含む。）の内容については、なお従前の例による。

(経過措置加入者に関する経過措置)

第3条 経過措置加入者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

- 2 経過措置加入者に係る給付（その者の遺族に係る給付を含む。）の内容については、施行日の前日において効力を有する旧基金の規約の例による。

第4条 削除

(財政再計算に関する経過措置)

第5条 第7条第1項に基づく初回の財政再計算は、平成30年3月末日を基準日として行うものとする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第6条 附則第3条の規定により本制度の加入者の資格を取得した者に係る最低保全給付の額については、施行日の前日において効力を有する旧基金の規約の例による。

(連合会に関する経過措置)

第7条 第26条第1項に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

(事業年度に関する経過措置)

第8条 第28条の規定にかかわらず、本制度の最初の事業年度は、施行日に始まり、平成29年3月末日に終わる。

(非継続基準の財政検証による特例掛金)

第9条 平成29年3月末日の財政検証において、積立金の額の最低積立基準額に対する比率が100%を下回ったため、積立水準を回復するための特例掛金を定める。

- 2 前項の特例掛金の額は、631,000,000円とし、平成30年4月末日までに一括して納付する。
- 3 前項の特例掛金は、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第90号）による改正前の確定給付企業年金法施行規則第58条及び第59条の規定の例により算定するものとする。

附 則

この規約は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成29年11月20日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(加入者に関する経過措置)

第2条 施行日において受給権を有する者のうち、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第4項に規定する交流採用又は株式会社電通の就業規則（平成31年1月1日現在において効力を有する株式会社電通の就業規則をいう。）別表2に規定する私費留学により厚生年金保険の被保険者でなくなったことにより旧電通企業年金基金（関基第000309号。以下「旧基金」という。）の加入者の資格を喪失した者が再び厚生年金保険の被保険者となった場合には、施行日に本制度の加入者の資格を取得する。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第3条 前条の規定により加入者の資格を取得した者に係る施行日における仮想個人勘定残高は、旧基金の規約平成28年1月1日付附則（厚生労働省発年〇第〇号）第3条第2号の規定を準用して算定された額とする。この場合において、同号（イ）（ア）を除く。）中「施行日の前日」とあるのは「平成30年12月末日」と、同号イ（ア）中「23歳の誕生日の翌月から施行日の前日までの月数に1月を加算した月数（誕生日が1日の者にあっては、23歳の誕生日の翌月から施行日の前日までの月数に2月を加算した月数）」とあるのは「23歳の誕生日の翌月から平成30年12月末日までの月数に1月を加算した月数（誕生日が1日の者にあっては、23歳の誕生日の翌月から平成30年12月末日までの月数に2月を加算した月数）。ただし、平成30年12月末日において企業型年金の加入者である者にあっては、当該企業型年金に加入している期間を控除する。）」と読み替える。

（給付に関する経過措置）

第4条 この附則第2条の規定により加入者の資格を取得した者に係る給付（その者の遺族に係る給付を含む。）の内容については、旧基金の規約の例による。この場合において、旧基金の規約第44条第3項に規定する持分付与額は、施行日以降、零とする。

（最低積立基準額に関する経過措置）

第5条 第10条の規定にかかわらず、この附則第2条の規定により加入者の資格を取得した者に係る最低積立基準額は、旧基金の規約第82条の規定を準用して算定された額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（給付に関する経過措置）

第2条 施行日において受給権を有する者に係る給付（その者の遺族に係る給付を含む。）の内容については、なお従前の例による。

（積立金の企業型年金の資産管理機関への移換）

第3条 事業主は、積立金の一部を、事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産（同条第12項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てるため、本制度の資産管理運用機関から当該企業型年金の資産管理機関（同条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。）に移換するものとする。

- 2 前項の規定による積立金の移換に係る加入者の範囲は、施行日において加入者である者（以下「移換加入者」という。）とする。
- 3 移換加入者の個人別管理資産に充てる額は、次の第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下「移換相当額」という。）とする。
 - (1) 施行日を法第60条第3項に規定する事業年度の末日とみなして、この規約による変更前の株式会社電通規約型確定給付企業年金規約の規定を適用して計算した最低積立基準額
 - (2) 施行日を法第60条第3項に規定する事業年度の末日とみなして、この規約による変更後の株式会社電通規約型確定給付企業年金規約の規定を適用して計算した最低積立基準額
- 4 移換加入者のうち、施行日以後平成31年1月31日までに確定拠出年金法第11条第1号から第5号までの規定に該当し、同法第12条の規定により企業型年金加入者でなかつたとみなされた者については、移換相当額を一時に支払うものとする。
- 5 事業主が、第1項の規定に基づき積立金を移換する場合において、施行日の前における積立金のうち当該移換に係る分として規則第96条の2に定める方法により算定した額（規則第87条の2第1項第1号イに定める額に基づき同項第2号に定める方法により算定した額とする。）が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るときは、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出するものとする。

（移換加入者に関する経過措置）

第4条 施行日に、移換加入者は加入者の資格を喪失する。

2 前項の規定により加入者の資格を喪失した移換加入者に係る給付の額は、零とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成31年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和4年10月1日から施行する。

(未支給の給付に関する経過措置)

第2条 平成28年1月1日付附則第2条第3項及び旧基金の規約第53条第1項から第3項までの規定にかかわらず、未支給の給付があるときは、次項から第4項までの規定によるものとする。

- 2 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者に係る次条各号に掲げる者は、自己の名で、その給付の支給を請求することができる。
- 3 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る次条各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 4 未支給の給付を受けるべき者の順位は、次条各号の順位とし、同条第2号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。

(遺族の範囲及び順位に関する経過措置)

第3条 平成28年1月1日付附則第2条第3項及び旧基金の規約第69条第1項の規定にかかわらず、遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなす。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 令和6年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる変更については、当該各号に掲げる日から適用する。

- (1) みずほ信託銀行株式会社の住所変更に係る変更

令和3年11月22日

- (2) 東京海上アセットマネジメント株式会社の住所変更に係る変更

平成28年10月3日

- (3) ニッセイアセットマネジメント株式会社の削除に係る変更

令和6年4月17日

- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の追加に係る変更

令和2年2月18日

- (5) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社の追加に係る変更

令和2年3月12日

- (6) 株式会社GCIアセット・マネジメントの追加に係る変更

令和2年2月17日

- (7) 株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメントの追加に係る変更

令和6年4月12日

- (8) SOMP Oアセットマネジメント株式会社の追加に係る変更

令和6年4月17日

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる変更については、当該各号に掲げる日から適用する。

- (1) 三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社の追加に係る変更

令和7年8月29日

- (2) 株式会社GCIアセット・マネジメントの削除に係る変更

令和7年9月12日